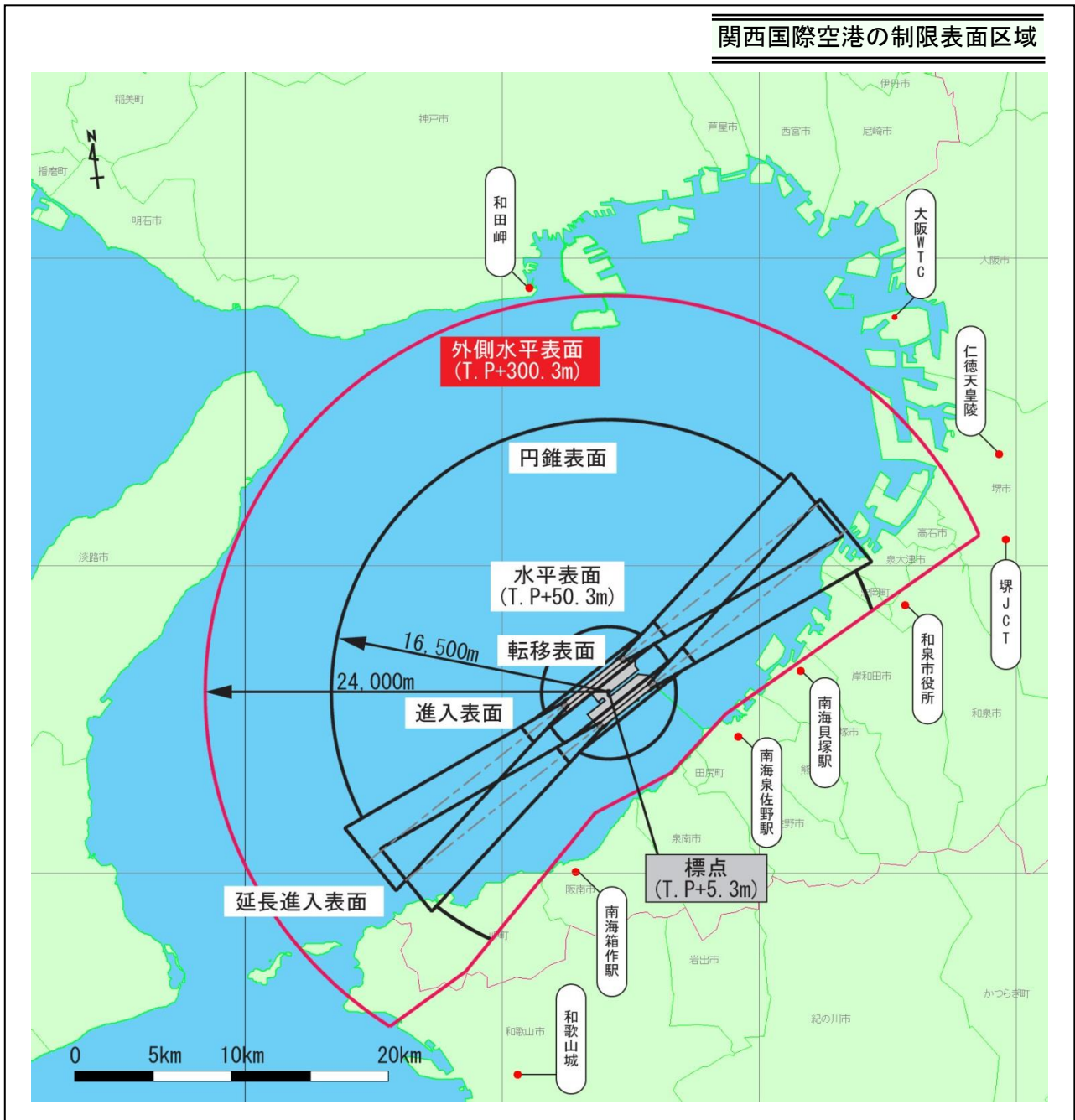


# 関西国際空港周辺における物件の設置制限について



航空機が安全に運航できるように、空港周辺においては高さを制限する表面が設定されています。

この表面を「制限表面」といいますが、制限表面を突出する物件（建物、避雷針、テレビアンテナ、工事用クレーン・足場等の仮設物、錨泊船、植栽等含みます。）を設置することは航空法という法律で原則禁止されていますので、事前に下記の照会窓口までご照会いただければ、制限表面を突出するか否かの確認をさせていただき、結果をご回答致します。

なお、上図の制限表面区域については参照程度の活用に留め、境界線付近のものは必ずご照会いただきますようお願い致します。

<照会方法> 必要事項（照会日、照会者、連絡先、設置場所、物件の種類、高さ、位置図）を記載の上、FAXをお願いします。

<照会窓口> 新関西国際空港株式会社（特定空港運営事業 特定業務委託）  
関西空港運用部 運用室  
FAX：072-455-2055  
(TEL：072-455-2221)